# 協議事項

### 協議第25号の1(再提案)

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 9 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会 会長 山 田 五 良

## 上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。

水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、 一本化に向けて調整する。

平成 年 月 日確認

環境部会

						1		Т		環境部会			
協議項目	各種事務事業の	取扱い				関係	項目	上水道・簡	上水道・簡易水道関係事業				
調整の方針		ついては、上水 については、上											
	I		南	部 町			南部	川村		具体的な調整内容			
	概要	用途別料金制(2ヶ月を1期とする)				口径別料金制(	2ヶ月を1	期とする)					
			家庭用	2 0 m³	1,370円	- 口径別 (基本料金)	φ13	2 0 m³	1,300円	新料金の設定によって、水道料金の大幅な増減がある区分については、経過措置を設ける方向で調整する。			
				超過料金	70 円			超過料金	80 円	HATE / DO			
		形態	営業用	4 0 m³	3,500円		φ 2 0 φ 4 0	4 0 m³	3,500円				
				超過料金	100 円			超過料金	100 円				
			官公庁等	4 0 m³	3,500円			8 0 m³	12,500円				
	料金形態			超過料金	80 円			超過料金	210 円				
水道料金の形態				4 0 m³	5,600円								
				超過料金									
				2000 m³まで	160 円								
				2000 ㎡超	250 円		. 10		00 111				
			φ 13		120 円		φ 13		80 円				
			φ 20 φ 25		200 円 300 円		φ 20 φ 40		160 円 400 円				
			ター料 4.40		600円	・ メーター料 ・ (口径別) ・	ΨΨυ	400円					
					1,400円								
					2,000円								
					6,000円								
			•			用途別	基本料金な	し 1 m³につ	き 105 円				
						(営農用)	量水器使用料なし						

環境部会

	1					T		然觉即五
協議項目	各種事務事業の取	対扱い			関	係項目	上水道・簡易水道関係事	事業
調 整 の 方 針	(案)				·			
			南部	町		南部	川村	具体的な調整内容
	分担金の形態		合、下記表適用。口行 更前の差額。	圣変更の場合、変		已表適用。口径変 径減の還付はなし	更の場合は変更後との .)	メーター使用料、加入分担金、宅造分担金については、合併時に統一する。
		口径	分担金		口径	分担金		
		13 m m	20,000円		13 m m	20,000 円	1	
		20 m m	47,000円	(税抜き価格)	20mm	40,000 円		
		25 m m	73,000 円		40 m m	60,000 円		
		40 m m	190,000円					
		50mm	295, 000 円					
給水装置に係る分担		75 m m	666,000 円					
金又は加入金に関する業務		100mm	1, 183, 000 円					
る未伤	宅造分担金	地上3階以 3階以上6		当り 1,000円 3 ㎡当り 2,000円	該当なし			
	実績	(平成11	分担金) 年度)36件 1,58 年度)74件 5,30 年度)26件 3,23	2,000 円	(平成11:	分担金) 年度)6 4 件 1, 年度)3 9 件 年度)6 3 件 1,	820,000 円	

#### 協議第32号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 15 年 9 月 22 日提出

# 南部町・南部川村合併協議会 会長 山 田 五 良

## 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整につとめる。

- (1)2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。
- (2)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。
- (3)独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

合併協議会事務局

					1							
協議項目	公共的団体等の取扱	及しい			関係	項目						
調整の方針	(1)2町村 (2)統合I	本については、新町 付に共通している団体 こ時間を要する団体 の目的を持った団体	て次のとおり調整にこ	つとめる	0							
項	目	南	部	町	南	部	Ш	村	 	前	考	
自治組織(区)	自治組織数	15自治会(区)			19自治会	(区)						
及び区長・区長会	区長の位置付け	自主的団体の長 区長会は町への協力	力団体(区長会	:規約第1条)	自治嘱託員 自治。	•		規則第3条	新町における行政組織での区長の位置付けは、「自 治振興委員」(仮称)とし、規則で定める。			
	行政が依頼する 主な業務	・広報、その他( ・災害箇所の報う ・交通安全施設、 ・その他区内に	告等 防犯灯設置要		・災害箇所 ・水田転信 ・交通安全	その他の文書 所の報告等 作に関する記 き施設、防犯 区内における	周整 !灯設置要望	望取りまとめ 連絡調整	までに調整する。			
	区長報酬等	文書配布報償(3 均等割 20,000 円 +	× 15 自治会 支払先 自治会	⋾数	均等割 70, 戸数割 950 (平 文書配布= 戸数割 300	円×戸数 成 15 年度当 手数料(支払 円×戸数×	自治会 á初予算 公先 自治 3 回分	2,950千円)				
	区への補助	自治会振興助成 1 自治会 100 千円 (平成 15 年度当初予算 1,500 千円) 防犯灯電気代助成 1 基 600 円 (平成 15 年度当初予算 350 千円)			自治会への	の直接補助は	は該当なし		成・補助等は合併までに調整する。			
	区長会への補助等	該当なし					連合区長会 受当初予算	)補助金 300 千円)				

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱	及い			関係	関係項目						
調整の方針												
項	l 目	南	部	囲丁	南	部	ЛІ	村		————— 備	考	

公共的団体等の取扱いについて

## 地方自治法

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事 務を視察することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。
- 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年 団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とは問わない。(行実 S 24 . 1 . 13)

### 市町村の合併の特例に関する法律

(国、都道府県等の協力等)

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、心要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図 るため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。